

# 今年度も 臨時福祉給付金を支給します！

平成26年4月から消費税率が5%から8%へと引き上げられましたが、今年度も所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

## 支給の対象となる方

平成27年1月1日（基準日）において秩父市の住民基本台帳に記録されている方で、平成27年度市民税（均等割）が課税されていない方

ただし、以下の方は対象外となります。

- ①市町村民税が課税されている方に扶養されている場合
  - ②生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合
- ※平成27年1月2日～平成27年10月1日までに保護が廃止または停止された方は除きます。

## 支給額

支給対象者1人あたり6,000円（1回限り支給）  
※今年度は基礎年金受給者等の加算措置はありません。

## 申請受付期間

9月1日（火）～12月1日（火）の平日  
※申請書は、平成27年度市民税（均等割）が非課税に該当する方（支給対象の可能性がある方）へ8月上旬に郵送します。

※申請書が届いた方であっても、所得変更等により支給対象とならない場合もあります。

また、支給対象とならない場合にも、申請書が届かない場合にはご連絡ください。申請書を郵送します。

## 申請受付場所・問い合わせ

臨時福祉給付金担当（歴史文化伝承館1階・⑩番窓口）  
☎2615062  
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課  
吉田 ☎7216082  
大滝 ☎5510865  
荒川 ☎5412116



9月9日は「救急の日」、6日～12日は「救急医療週間」

## 救急医療への理解を深めましょう

●救急医療とは、緊急処置が必要な急病やけがに対して行われる医療のことです。

秩父地域の救急医療体制を守るためにご協力をお願いします。

現在、秩父地域では休日・夜間の二次救急医療は輪番病院の3病院が交代で実施しています。

3病院とも限られた医師、医療スタッフで勤務体制を組み、救急当番日を担っています。

全国的な問題として、比較的症状が軽い患者さんが救急病院を受診し、重症の患者さんが速やかに治療を受けられない、医師や看護師などの医療スタッフが厳しい勤務環境の中で疲弊してしまい、病院を退職してしまうなどの状況があり、秩父地域も例外ではありません。

市民の皆さんには、秩父地域の救急医療体制をご理解いただき、安心して救急医療が受けられる体制を維持できるよう、かかりつけ医をもち、体調が優れない場合は早めに昼間の診療時間内で受診して

いただくなど、できることへのご協力をお願いします。

また、歯科の救急医療はありませんので、かかりつけ歯科医をもち、早めに受診していただくようお願いいたします。

### ●秩父地域の救急医療体制

#### 初期救急医療体制

（比較的軽症な外来救急患者の診療）

- ・医師会休日診療所
- ・在宅当番医制
- ・平日夜間小児初期救急

#### 第二次救急医療体制

（入院治療や手術を必要とする重症救急患者の診療）

- ・病院群輪番制病院（休日・夜間）  
秩父病院・皆野病院・秩父市立病院

小児の病気で夜間・休日の受診判断に迷う場合は、「小児救急電話相談」(☎#8000番または048-833-7911) や日本小児科学会☎「こどもの救急」(<http://kodomo-qq.jp/>) もご利用いただけます。

埼玉県☎「埼玉県医療機能情報提供システム」(<http://www.iryu-kensaku.jp/saitama/>)では、医療機関や薬局の情報が確認できますので、こちらもぜひご利用ください。

☎地域医療対策課 ☎22-2279

「秩父市安心安全メール」にて、防災・防犯情報、防災無線放送の内容、火災情報を配信中！

右のQRコードを読み取るか、[t-chichibu@sg-m.jp](mailto:t-chichibu@sg-m.jp)に本文が空白のままメールを送ってください。

